

浅口市パートナーシップ  
宣誓制度の手引き



浅 口 市

# 目次

1	はじめに	1
2	浅口市パートナーシップ宣誓制度とは	1
3	宣誓を行うことができる方	2
4	宣誓から宣誓書受領証交付までの流れ	3
5	宣誓時に必要な書類	4
6	宣誓書受領証の再交付	5
7	宣誓事項に変更があった場合	5
8	宣誓書受領証の返還	5
9	よくある質問	6

## 1 はじめに

浅口市では、浅口市男女共同参画推進条例に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる分野においてその個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目指すため、性的マイノリティに係る浅口市パートナーシップ宣誓制度を導入しました。

## 2 浅口市パートナーシップ宣誓制度とは

本制度は、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束したパートナーシップ関係であることをパートナーシップ宣誓書により宣誓し、本市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

法的な効力(婚姻・親族関係の形成、相続、税金の控除など)を生じさせるものではありませんが、この制度を通じて、性的マイノリティの方を応援することはもとより、性的マイノリティをはじめ、様々な多様性について、さらに理解が深まるよう取り組みます。

### この制度における用語の意味

#### ○性的マイノリティ

性的指向が異性愛のみでない人、性自認が戸籍上の性と異なる人など。性的少数者、LGBT等とも表現される。

#### ○パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係。

#### ○宣誓

一方又は双方が性的マイノリティである2人が、市長に対し、パートナーシップを有する旨を誓うこと。

### 3 宣誓を行うことができる方

- ①双方が民法第4条に規定する成年に達していること。
- ②双方が市内に住所を有していること。
- ③配偶者(届出を行っていない事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと。
- ④当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有していないこと。
- ⑤民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係(パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)にないこと。

※婚姻することができないとされている者同士

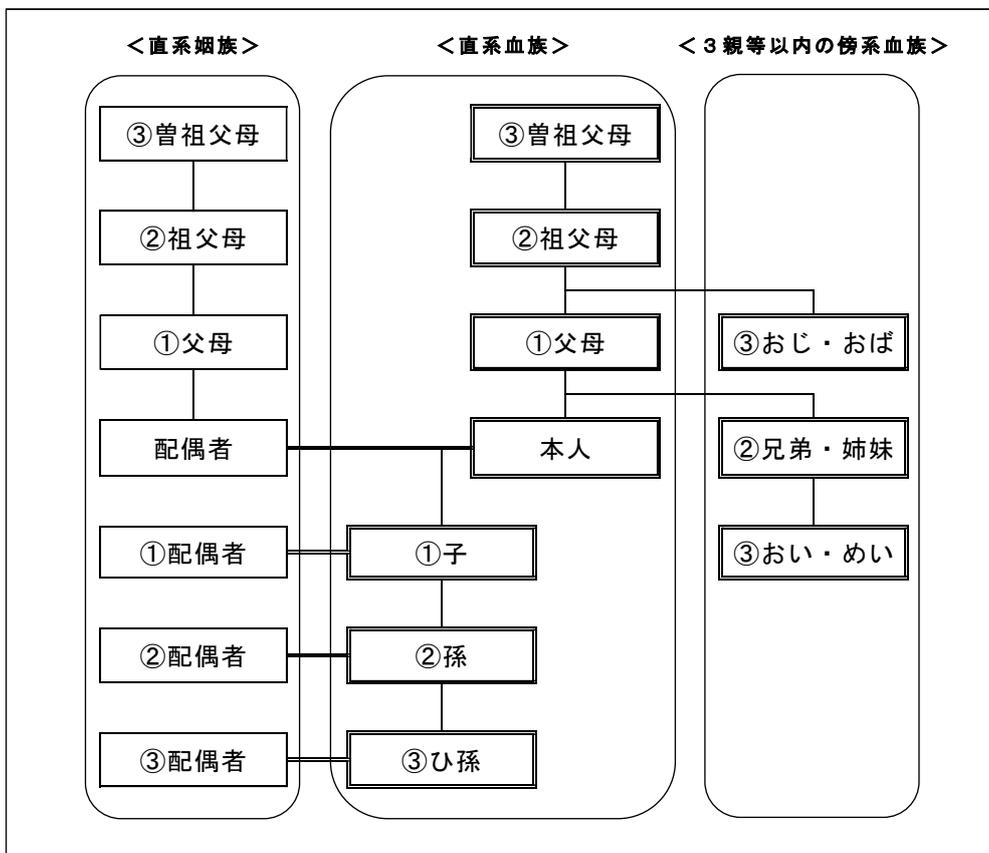
民法第734条：近親者間の婚姻禁止

(直系血族又は三親等以内の傍系血族の間の婚姻の禁止)

民法第735条：直系姻族間の婚姻の禁止

民法第736条：養親子等間の婚姻の禁止

○パートナーシップの宣誓をすることができない関係の者(近親者)



※パートナーシップに基づき養子縁組をしている場合は除きます。

## 4 宣誓から宣誓書受領証交付までの流れ

### ①宣誓手続きの予約（宣誓希望日の7日前までの開庁日）

- 連絡先：浅口市生活環境部市民課
  - 電話：0865-44-9042
  - E-mail：shimin@city.asakuchi.lg.jp
- (1) 宣誓希望日時(第3希望まで)  
月～金曜日の9時～16時まで(祝祭日・年末年始を除く。)
- (2) 申込者とパートナーの戸籍上の氏名(通称名の使用を希望する場合は、その旨と通称名もお伝えください。)
- (3) 申込者とパートナーの住所及び生年月日
- (4) 代表者の連絡先

### ②宣誓日程等の調整

- 宣誓日時と当日の必要書類などを確認して連絡します。

### ③パートナーシップの宣誓

- 予約した日時に、必要書類をお持ちの上、2人揃ってお越しください。
- 宣誓書を記入していただき、必要書類等を確認します。
- 宣誓場所：浅口市役所生活環境部市民課  
(浅口市鴨方町六条院中 3050 番地)

### ④パートナーシップ宣誓書受領証の交付

- 宣誓の要件を満たし、書類等に不備がなければ、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)を、1人につき1枚交付します。
- 内容確認や受領証作成のため、交付までに1時間程度お時間をいただきます。

## 5 宣誓時に必要な書類

①パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップ宣誓に関する確認書(様式第1号)  
 ※宣誓書等は、浅口市役所で用意し、宣誓場所で記入していただきます。

②住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日前3月以内に交付されたもの)  
 ※1人1通をご提出ください。(2人が同一世帯の場合は1通で可)  
 ※本籍地、続柄及びマイナンバーの記載は不要です。

③戸籍抄本又は独身証明書等(婚姻していないことが確認できる書類で、宣誓日前3月以内に交付されたもの)  
 ※1人1通をご提出ください。(2人が同一戸籍の場合は戸籍謄本1通で可)  
 ※戸籍抄本(謄本)又は独身証明書は、本籍地の市区町村で取得できます。  
 ※外国籍の方は、大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等に日本語の翻訳を添えてご提出ください。

④本人確認ができる書類(有効期限内のもの)

1枚の提示で足りるもの (顔写真があるもの)	2枚以上の提示が必要なもの (顔写真がないもの)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード(個人番号カード)</li> <li>・運転免許証</li> <li>・パスポート(旅券)</li> <li>・障害者手帳</li> <li>・在留カード又は特別永住者証明書</li> <li>・官公署が発行したもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証</li> <li>・共済組合員証</li> <li>・国民年金、厚生年金又は船員保険の年金証書</li> <li>・共済年金又は恩給の証書</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>※「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類に限ります。</p>

⑤通称名の使用が確認できる書類(通称名を使用する場合のみ)

※通称名を日常生活において使用していることが客観的にわかるもの(郵便物、社員証、学生証、公共料金の請求書、病院の診察券、各種会員証など)

## 6 宣誓書受領証の再交付

次の場合は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第3号)をご提出ください。

①宣誓書受領証の紛失・毀損・著しい汚損などにより、再交付を希望するとき。

※本人確認書類(4ページ参照)が必要です。

※紛失以外の場合は、交付済みの受領証と引き換えに、新しい受領証を再交付します。

※手続き希望日の7日前までに、浅口市生活環境部市民課まで連絡をお願いします。

## 7 宣誓事項に変更があった場合

次の場合は、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第4号)をご提出ください。

①住所又は氏名(通称名を含む。)に変更があったとき。

②新たに通称名の使用を希望するとき。

※変更となったことが確認できる書類と本人確認書類(4ページ参照)が必要です。

※宣誓書受領証の変更が必要なときは、手続き希望日の7日前までに、浅口市生活環境部市民課まで連絡をお願いします。

## 8 宣誓書受領証の返還

次の場合は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第5号)を提出し、宣誓書受領証を返還してください。

①宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。

②市内に住所を有しなくなったとき。

③いずれか一方が婚姻し、又は他の方とパートナーシップを結んだとき。

④宣誓書受領証の返還を希望するとき。

※本人確認書類(4ページ参照)が必要です。

※宣誓書受領証が返還されなかったときなどは、宣誓書受領証の返還があったものとみなす場合があります。

## 9 よくある質問

<b>Q01. パートナーシップ宣誓制度と婚姻の違いは？</b>
婚姻は民法に定める法律行為であり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利・義務が発生します。一方、浅口市パートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。戸籍や住民票の記載が変わることもありません。
<b>Q02. 宣誓に費用はかかりますか？</b>
宣誓や宣誓書受領証の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料等は負担していただく必要があります。再交付についても同様です。
<b>Q03. 宣誓時にプライバシーは守られますか？</b>
プライバシー保護のため、基本的に個室で対応します。宣誓手続きの予約時にご相談ください。
<b>Q04. 宣誓をすることができるのは、同性カップルだけですか？</b>
性別を問わず宣誓できます。
<b>Q05. 性的マイノリティでない事実婚のカップルは宣誓できますか？</b>
性的マイノリティの方を対象としているため、本制度の対象外です。
<b>Q06. 同居していないと宣誓はできませんか？</b>
同居している必要はありません。
<b>Q07. 通称名を使用できますか？</b>
性別違和など、特段の事情がある場合は、通称名を使用することができます。なお、宣誓書受領証の裏面には、本人確認等のため戸籍上の氏名を記載します。
<b>Q08. 郵送や代理人による宣誓はできますか？</b>
郵送や代理人による宣誓はできません。面前にてご本人の確認とご意思の確認を行いますので、必ず2人揃って窓口にお越しください。
<b>Q09. 宣誓書受領証は即日発行されますか？</b>
提出された書類などに不備がなく、宣誓の要件を満たしていれば即日交付します。ただし、1時間程度お待ちいただくことがあります。
<b>Q10. 宣誓書受領証の提示でどのようなサービスが受けられますか？</b>
本市の行政サービスでは、市営住宅の入居申込などが可能です。民間サービスでは、一部携帯電話会社の家族割や生命保険の受取人になることなどが可能なようですが、詳しくはサービス提供事業者にお問い合わせください。
<b>Q11 宣誓書受領証に有効期限はありますか？</b>
ありません。

**Q12. 宣誓書受領証を紛失した場合、再交付できますか？**

紛失したり、著しく汚してしまった場合などは、「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書」（様式第3号）を提出していただくことで再交付します。紛失以外の理由のときは、交付済みの宣誓書受領証と引き換えになります。

**Q13. 宣誓書受領証を返還しなければならないときは、どういうときですか？**

パートナーシップを解消したとき、市外へ転出したとき、宣誓の要件に該当しなくなったときなどは、宣誓書受領証を返還してください。「パートナーシップ宣誓書受領証返還届」（様式第5号）の提出が必要です。

浅口市パートナーシップ宣誓制度の手引き 2022年12月発行

浅口市生活環境部市民課

浅口市鴨方町六条院中 3050 番地

電話：0865-44-9042 FAX：0865-44-2942

E-mail：shimin@city.asakuchi.lg.jp